

## 公的医療機関等 2025 プランに準じた事業計画（案）について

### 1 背景

- 新公立病院改革プラン又は公的医療機関等 2025 プランに対する具体的方針（役割）について、国通知で「都道府県は、毎年度この具体的対応方針をとりまとめること」とされている。

県がまとめる具体的対応方針には、「2025 年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割」、「2025 年に持つべき医療機能ごとの病床数」を含み、2025 年を見据えた、構想区域において担うべき医療機関としての役割を決定することが求められている。

- なお、公立・公的病院以外の個別の医療機関（その他の医療機関）の具体的対応方針については、国通知により、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、対応方針を協議することとされている。

#### ○地域医療構想の進め方について（抄）

<平成30年2月7日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知>

- ・その他の医療機関に関すること

開設者の変更を含め構想区域において担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する病院などの場合には、今後の事業計画を策定した上で、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、対応方針を協議すること。

### 2 開設者を変更する医療機関を把握した場合の地域医療構想推進委員会の対応

今回の委員会では、一医療機関が診療所の継続を図るため、個人診療所は閉院し、同施設と病床 15 床を一医療法人に承継することになったことから、プランを作成し協議する。

### 3 今後の予定

- ・ 事務局においては、事業計画について、本日のヒアリング（書面）で委員から出た意見を取りまとめの上、委員長の承認を得て、医療機関宛て通知する。
- ・ 事業計画が承認された場合は、医療機関から事業計画の進捗状況を提出してもらい、事務局から委員会開催ごとに報告する。
- ・ なお、計画に関する補足の意見や、追加の説明を求められた場合、該当医療機関に次回の推進委員会に出席していただき、継続協議を行う。